

農業委員会交付金（継続）

1. 趣旨

農業委員会等に関する法律（昭和26年法第88号）第2条第1項の規定に基づき、農業委員会が農地法その他法令に基づき、その所掌に属せられた事項を処理するのに必要な経費であって委員及び職員に属するものその他基礎的なものにつき交付金を交付する。

2. 事業内容

農業委員会は、農地法その他の法令によりその所掌に属させた事項を行う（農業委員会等に関する法律第6条第1項）。

3. 事業実施主体 農業委員会

4. 事業実施期間 昭和60年度～

5. 補助率 定額

6. 平成18年度概算決定額 4,776,179千円（10,059,138千円）

〔担当課：経営局構造改善課〕